

Title	ドクトルユーリス神戸寅次郎氏著 権利質論
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	三田学会
Publication year	1911
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.5, No.4 (1911. 10) ,p.554(206)- 555(207)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評紹介
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19111020-0206">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19111020-0206</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

版することに決定し著書の選擇及び翻譯の監督の爲委員を選定せり而して既に決定したる著書は伊佛獨の斯學に關する名著にして未決の分を合せて都合十二冊を『近世法律哲理叢書』としてポストン書籍會社より順次出版する由なり

### 批評と紹介

ドクトルユリウス  
神戸寅次郎著 **權利質論**

大判百〇八頁 四十四年九月東京巖松堂出版  
定價不明

本書は現に慶應義塾大學部にて民法の講座を擔當せる神戸氏の新著にして、曩に權利質の總論の意味にて、法學協會雜誌に掲載せられたる論文を修補し、尙ほ新に轉質の項目を加へて出版したるものなりと云ふ、之を二章に分ち、第一章にて權利質の總論を試み、更に之を三節に細分して第一に權利質と物上質との區別を明に

し、第二にて權利質の本質を説明して、權利物體主義と讓渡主義とを區別し、讓渡主義を排斥して權利物體主義を探り、進んで權利物體主義と日獨民法とを對照評論したり、第三にて權利質の法律上の性質を論じ、各種の學說を述べ、獨逸民法の立法政策と我民法の規定とを説き、權利質權は物權にも非ず、債權にも非ず、一種特別の權利にして、我國法上その目的の必要なる範圍に於て、之に物權性を附與したるもの外ならざる次第を論斷したり、次に第二章にて轉質を論じ、細論して承諾轉質、通知轉質、責任轉質及び轉質の法律上の性質を順次説明し、沿革を述べ、立法例を掲げ、學說を評し、日獨民法の規定を比較論評する等轉質の法理を説て遺憾なしと云ふ可し、僅に百頁餘に過ぎざる一小冊子なれども、民法上最も至難の問題を明瞭に論述したる著者の手腕は之を認めざる可からず、評者は敢て此書を我國の民法研究者に薦む

ると同時に著者神戸氏が一日も早く民法全部に亘る大著を公にせられんことを希望するものなり。(板倉卓造)

法學博士  
戸田海市著 **日本の經濟**

大判七百十八頁 四十四年八月博文館發行  
定價一圓五十錢

本書は我國屈指の經濟學者にして且つ達筆家たる著者が過去數年間に於て發表したる主として我國の經濟問題に關する論文及び講演の筆記を編纂されたるものなり。全書を分ちて四部となし、第一部は總説、第二部は農工商業、第三部外國貿易、第四部は金融貨幣及企業を論ず。第一部總説にて著者は我國と歐米との間の經濟狀態の相異を詳論し、彼の模倣のみに依りて我經濟的發展を企圖するの無謀なるを指摘し、彼我

習慣の根本的懸隔を説くこと極めて適切なり、第二部は農工商業と題すと雖も其精粗の程度一ならず。第二部の頁數は三百六十頁なるが、其中三十頁は農業を論じ、残りの三百三十頁は之を商業政策論に充てたり。工業論に至りては餘り多くの注意を受けざりしが如し。然れども、此部は全書中最も嶄新の觀察と研究の結果を含み居るならん。農業を論ずるに當りて著者は我國の經濟の根本は農業に在るも農業は猶幼稚なりと論じ、其理由は農民の因循姑息に在りと説き、農民保護の一策と目され居る米穀輸入税は農民をして依頼心を生せしむるのみにて無形の弊害多しと結論せられたり。著者は進んで園藝の奨勵を論じ、轉じて商業政策論に移り、取引所の弊害を除去するには取引所の役員の人選と同業者の相互監督に意を用ゐるを以て最上策とりと主張し、轉賣、買戻にも課税する代りに一般の税率を低減すべしと提言し、進んで直取引